第５章

計画の成果目標･活動指標と推進に向けて

第５章　計画の成果目標･活動指標と推進に向けて

第１節　成果目標

○　第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）では、次の（1）～（5）を成果目標として定めています。第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）においても、引き続き（1）～（5）を成果目標に掲げるとともに、国の基本指針に基づき、（6）及び（7）を新たに追加して、それぞれ目標値等を示します。

（1）施設入所者の地域生活への移行
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実
（4）福祉施設から一般就労への移行等
（5）障がい児支援の提供体制の整備等
（6）相談支援体制の充実･強化等〔新規〕
（7）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築〔新規〕

○　次ページ以降に、平成30年度～令和2年度で定めた成果目標の実施状況と達成に向けた取組状況、並びにその評価と今後の方向性を示しています。

○　あわせて、これまでの実績及び実情を踏まえた上で、国が示す基本指針に基づき、令和5年度までに達成すべき目標値とその達成に向けた方策を定めます。

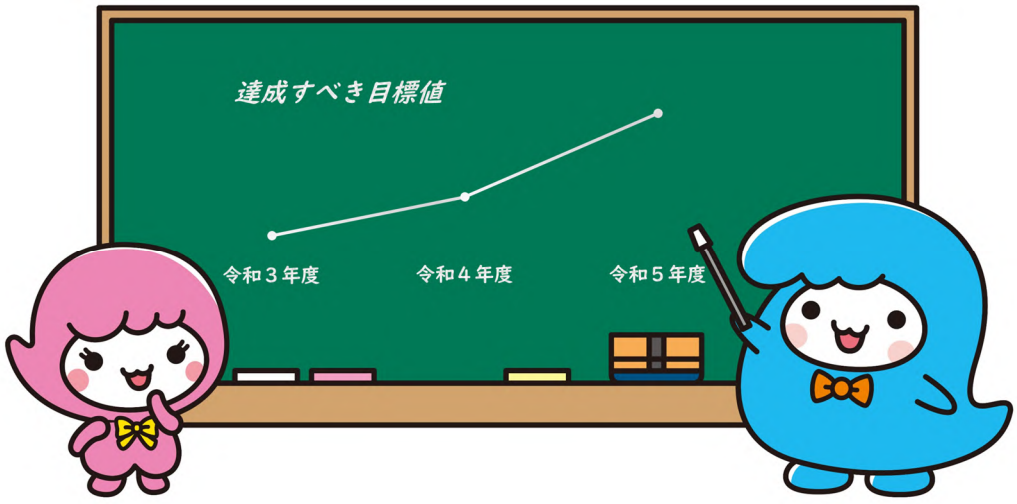

（１）施設入所者の地域生活への移行

<table>
<tr><th colspan="7">第５期障がい福祉計画/第１期障がい児福祉計画（平成３０年度～令和２年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果
目標</td><td>国</td><td colspan="5">平成28年度末における施設入所者の9％以上を令和2年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和2年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2％以上減少させることが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">平成28年度末における施設入所者133人の9％にあたる12人を地域での生活に移行するとともに、令和2年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から3人減少させることを目標とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実績値
[各年度末時点]</td><td>平成28年度
（実績）</td><td>平成29年度
（実績）</td><td>平成30年度
（実績）</td><td>令和元年度
（実績）</td><td>令和2年度
（見込）</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域生活移行者数</td><td>―</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>0 人</td><td>2人</td></tr>
<tr><td colspan="6">目標値：計 12 人→実績値：計 4 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設入所者数</td><td>133 人</td><td>128 人</td><td>124 人</td><td>123 人</td><td>122人</td></tr>
<tr><td colspan="6">目標値：3人減→実績値：11人減</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成３０年度～
令和 ２ 年度の
取組状況</td><td colspan="5">○ 障がい者がそれぞれの適性等に合わせて、地域で自立した生活を送れるよう、入所先への訪問等において入所者本人の希望を聴取するとともに、家族の意向を把握して、地域移行先の選定を行い、地域移行が可能な入所者から地域生活への移行を進めています。
なお、ここでの地域生活への移行とは、障害者支援施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を自宅や共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、単身生活等（公営住宅、アパート等）へ移ることを言います。

○ 施設入所者の高齢化や障がいの重度化、また家族の高齢化など家庭の事情により地域生活への移行が困難な場合も多く、令和2年度末の地域生活移行者数は目標値に達しない見込みですが、グループホーム等の整備により施設入所者数の減少は達成できる見込みです。

○ 区内グループホームの定員数は、グループホーム設置促進補助等の活用により、年々増加しています。
《区内グループホーム定員数の推移》
<table><tr><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>141 人</td><td>144 人</td><td>158 人</td><td>152 人</td><td>169人</td></tr></table>※各年度末時点。令和2年度は見込値。

○ 令和元年度に、自立支援協議会の地域移行部会に知的ワーキンググループを設置し、施設入所者の現状を把握するためのアンケート調査内容の検討を行うなど、活動を開始しました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成３０年度～
令和 ２ 年度の
評価及び今後の
方向性</td><td colspan="5">○ 自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用し、施設入所者の現状把握や地域生活の移行に向けた課題整理を行う必要があります。

○ あわせて、地域移行支援・地域定着支援を実施できる事業者を増やすとともに、自立生活援助も活用し、引き続き、一人でも多くの障がい者が地域で生活を送れるよう、丁寧な支援が求められます。</td></tr>
</table>

第６期障がい福祉計画/第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）						
成果目標	国	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減少させることが基本とされています。				
	区	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数123人のうち8人(6.5%)を地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から4人(3.3%)減少させることを目標とします。				
目標値 [各年度末時点]		令和元年度 （実績）	令和２年度 （見込）	令和3年度 （見込）	令和4年度 （見込）	令和５年度 （見込）
地域生活移行者数		0人	2人	2人	2人	2人
			目標値：計8人			
施設入所者数		123人	122人	121人	120人	119人
			目標値：4人減			
令和３年度～ 令和５年度の 目標達成に向けた 取組及び方策		○　自立支援協議会の地域移行部会を定期的に開催し、事業者等との情報共有や支援体制の強化を図りながら、施設入所者への更なるアプローチ方法等の検討を進めていきます。 ○　あわせて、地域生活移行者の生活の質の向上を図る観点から、障がい者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制の確保に努めていきます。				

施設入所者の高齢化

年齢階級別の施設入所者は、右表の内訳のとおり推移しています。

平成28年度と令和元年度を比較すると、20歳以上40歳未満は3人減少し、40歳以上60歳未満は13人減少しています。一方、60歳以上は6人増加し、約1.1倍となっています。

施設入所者のうち、60歳以上が占める割合は、年々増加しており、令和元年度には44.7%となっています。

荒川区障害者福祉課データより作成（各年度末現在）

《年齢階級別施設入所者数の推移》

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳以上	人　数	0	0	0	0
20歳未満	[構成比]	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20歳以上	人　数	11	11	7	3
30歳未満	[構成比]	8.3%	8.6%	5.6%	2.4%
30歳以上	人　数	13	12	13	18
40歳未満	[構成比]	9.8%	9.4%	10.5%	14.6%
40歳以上	人　数	24	23	21	18
50歳未満	[構成比]	18.0%	18.0%	16.9%	14.6%
50歳以上	人　数	36	34	32	29
60歳未満	[構成比]	27.1%	26.6%	25.8%	23.6%
60歳以上	人　数	13	12	18	18
65歳未満	[構成比]	9.8%	9.4%	14.5%	14.6%
65歳以上	人　数	36	36	33	37
	[構成比]	27.1%	28.1%	26.6%	30.1%
合計	人　数	133	128	124	123
	[構成比]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<table>
<tr><th colspan="3">第５期障がい福祉計画/第１期障がい児福祉計画（平成３０年度～令和２年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果
目標</td><td>国</td><td>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、令和2年度末までに、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td>既存会議の活用も視野に入れ、保健・医療・福祉関係者の適切な連携・協議を行うとともに、指定一般相談支援事業所を増やし、一人一人の生活や思いに寄り添った支援を行っていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成３０年度～
令和 ２ 年度の
取組状況</td><td>○ 精神障がいについての理解を深めるため、精神保健福祉講演会（年3回）・家族教室（年5回）など、こころの健康づくりに関する普及啓発を行いました。

○ グループホーム設置促進補助等の活用により、精神障がい者が地域で生活するための居住の場となる区内グループホームの定員数は、令和2年度末で94名になりました。

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、既存の以下の3会議を保健・医療・福祉関係者等が参加する協議の場として、階層的に位置づけ設置しました。
① 精神保健福祉連絡協議会（年1回）
② 精神保健福祉ネットワーク会議（年4回）
③ 自立支援協議会地域移行部会の精神ワーキンググループ（年12回）
※③は精神保健福祉連絡協議会の部会としても位置づけています。

○ 荒川たんぽぽセンターでは、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付けて対応できるようペアレントトレーニングを実施しました。
※ペアレントトレーニングは、保護者等が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を図る保護者向けのプログラムのことです。</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成３０年度～
令和 ２ 年度の
評価及び今後の
方向性</td><td>○ 障がい者の差別解消を進めていくため、精神障がいについての理解を更に多くの人に広める機会を設け、普及啓発を行っていく必要があります。

○ 区内には、精神障がい者を対象とする短期入所施設が1箇所しかないため、引き続き、施設の誘致に努めることが求められています。

○ 長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、病院や事業者による努力だけでは限界があるため、地域精神保健、医療、福祉の一体的な取組の推進が必要です。

○ 精神保健福祉ネットワーク会議等の開催により、保健・医療・福祉関係者等で情報やノウハウの共有化を図り、連携を強化していきます。

○ 発達障がい者（児）に対して早期かつ正確に対応し、適切な支援を受けられるよう、相談できる場と本人やその家族が受けられる訓練の場が必要です。また、高次脳機能障がいや強度行動障がい等に対しても適切な支援が行えるよう、支援機関や人材育成が求められています。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">第６期障がい福祉計画/第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果
目標</td><td>国</td><td>精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、協議の場の活性化に向けた取組を行っていくことが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td>保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域課題を共有し、適切な連携・協議を図り、一人一人の思いが地域でかなえられる支援体制の構築を目指します。あわせて、地域のニーズ・課題に応えられているか等を検証・検討し、目標設定及び評価を行っていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和３年度～
令和５年度の
目標達成に向けた
取組及び方策</td><td>○　階層的な協議の場を通じて、保健・医療・福祉等の関係者間で顔の見える関係を構築し、地域の助け合い・教育、住まい、社会参加（就労）、保健・予防、医療、障害福祉・介護に関する地域課題を明らかにして共有した上で、適切な連携・協議を行い、一人一人の思いが地域でかなえられるように対応を検討して実行していきます。

○　また、協議の場において、地域のニーズ・課題に応えられているか等を検証・検討し、目標設定及び評価を行っていきます。

○　就園、就学、就労、地域・社会へと切れ目なく支援する「タテの連携」と、保健、医療、福祉、教育、労働など関係機関がつながり支援する「ヨコの連携」を図ることで、発達障がい等の早期に対応ができる体制の確保に努めていきます。

○　引き続き、荒川たんぽぽセンターにおいてペアレントトレーニングを実施するとともに、発達障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者及びその家族等に対する支援体制の整備について検討を進めていきます。</td></tr>
</table>

【保健・医療・福祉関係者等が参加する協議の場
精神保健福祉ネットワーク会議の様子（令和2年度）】

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<table>
<tr><th colspan="3">第５期障がい福祉計画/第１期障がい児福祉計画（平成３０年度～令和２年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果
目標</td><td>国</td><td>令和2年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td>すでに地域生活支援拠点等を面的整備していますが、基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化し、障がい者個々の状況に応じたきめ細かな相談、各種の支援及び助言を行っていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成３０年度～
令和 ２ 年度の
取組状況</td><td>○ 区では、次のとおり地域生活支援拠点等を面的整備し、個々の機能及び各機能間の連携の強化を進めています。
《相談》アクロスあらかわ、支援センターアゼリア、スクラムあらかわ、
コンパス、基幹相談支援センター
《体験の機会・場》グループホームの体験入居　等
《緊急時の受入れ・対応》スクラムあらかわ（短期入所緊急床）、
グループホームひぐらし（緊急一時保護）
《専門的人材の確保・養成》留守番看護師派遣事業研修会　等
《地域の体制づくり》自立支援協議会
○ 令和2年11月に、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターが開設し、障害福祉サービス事業所等からの相談に応じて、地域の事業所支援を担っています。区内事業所や関係機関と連携を図り、総合的及び専門的な相談支援を実施することで、地域における相談支援のネットワークづくりを行っています。
○ 緊急時の受入れは、荒川区立障害者グループホームが平成28年度末に廃止するまで実施していましたが、後継施設となるグループホームひぐらしが開設する平成30年12月までの間、一時的にスクラムあらかわにおいて実施し、不測の事態に備えて途切れのない対応を行いました。そのほか、緊急時に対応するため、スクラムあらかわの短期入所用居室も確保しています。
○ 令和元年度から、自立支援協議会の相談支援部会に、地域生活支援拠点ワーキンググループを設置して活動を開始しました。ワーキンググループでは、地域生活支援拠点等の面的整備として、「点から面へ」各機関の連携を深める活動を行っています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成３０年度～
令和 ２ 年度の
評価及び今後の
方向性</td><td>○ 面的整備により障がい者の生活を支える施設やサービス等の様々な資源が区内に存在する中で、それらの有機的な結びつきが十分ではないことから、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制の構築が必要です。
○ 相談機能を担う施設における相談実績は増えているものの、引き続き、手帳更新等の様々な機会を捉え、相談窓口を周知する工夫が必要です。
○ 自立支援協議会における地域生活支援拠点ワーキンググループ等を活用し、活動を通じて施設間・職員間の連携を深め、障がい者も地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりを行うことが求められています。</td></tr>
</table>

第６期障がい福祉計画/第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）		
成果目標	国	令和5年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することが基本とされています。
	区	すでに面的整備をしていますが、基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化するとともに、自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用して、運用状況の検証、検討を行っていきます。
令和３年度～令和５年度の目標達成に向けた取組及び方策		○　基幹相談支援センターを中核として、各事業所や関係機関との連携を強化し、地域におけるより強固なネットワークの構築を図ります。 ○　引き続き、緊急時の受入れ体制が途切れることがないように確保し、機動的な対応を行っていきます。 ○　地域生活支援拠点等の機能充実を図るため、自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用し、年に数回、地域のニーズ・課題に応えられているかなど、運用状況の検証・検討を行っていきます。

地域生活支援拠点等とは・・・

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据えて、障がい者の生活を地域全体で支えるため、次の機能を有するサービス提供の場所や体制のことです。

《相談》緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
《体験の機会・場》地域移行等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
《緊急時の受入れ・対応》常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病など緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
《専門的人材の確保・養成》重度化・高齢化する障がい者や医療的ケアが必要な者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能
《地域の体制づくり》地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

各地域の事情に応じて整備が進められており、整備形態として、1箇所の施設に必要な機能を付加する「多機能拠点整備」と、複数の機関がそれぞれ必要な機能を分担して連携する「面的整備」があります。荒川区は後者で整備を進めています。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

第５期障がい福祉計画/第１期障がい児福祉計画（平成３０年度～令和２年度）		
成果目標	国	◆令和2年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1．5倍以上にすることが基本とされています。 ◆令和2年度末の就労移行支援事業利用者数を平成28年度末から2割以上増加することを目指しています。 ◆就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を令和2年度末までに全体の5割以上とすることを目指しています。 ◆各年度において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80％以上とすることが基本とされています。
	区	◆令和2年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1．5倍にすることを目標とします。 ◆令和2年度末の就労移行支援事業利用者数を59人とすることを目指します。 ◆就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を令和2年度末までに全体の5割以上となることを目指します。 ◆各年度において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80％以上とすることを目標とします。 ◆区市町村障害者就労支援事業（じょぶ・あらかわ）を利用した一般就労者数を令和2年度末に319人/年とすることを目標とします。 ◆令和元年度新規就労者の令和2年度職場定着率を85%とすることを目指します。

実績値［各年度末時点］	平成28年度（実績）	令和元年度（実績）	令和2年度（見込）
じょぶ･あらかわ利用者のうち､就労移行支援事業等による一般就労移行者数	10人	10人	10人
就労移行支援事業所の利用者数	44人	73人	91人
就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	0%	25%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80%	100%	75%
じょぶ・あらかわを通じた一般就労者数［新規及び継続者］	243人	261人	294人
じょぶ･あらかわを通じた一般就労者の支援開始1年後の職場定着率	85%	96%	85%

平成３０年度～令和　２　年度の取組状況	○　区市町村障害者就労支援事業（じょぶ・あらかわ）利用者のうち就労移行支援事業等※により一般就労へ移行した人数は目標値（1．5倍）を下回る見込みですが、就労移行支援事業所の利用者数は増加傾向にあり、目標値（59人）を達成できる見込みです。 ○　じょぶ・あらかわの利用者数は年々増加しており、専門コーディネーターが就労・生活面の支援を丁寧に行って一般就労につなげています。 ○　就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は、目標値（50％）を下回る見込みとなっていますが、就労移行率3割以上を達成している事業所もあるため、安定的に移行につなげられる支援が必要です。
平成３０年度～令和　２　年度の評価及び今後の方向性	○　区及び就労移行支援事業等※の事業所、じょぶ・あらかわ等が連携し、障がい者の家族や就労先である企業・事業所への訪問、障がい者本人との面接等を通じて、一般就労に向けての課題を把握して本人と共有するとともに、移行に向けた必要な支援を進めていきます。 ○　一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が、企業の障がい者雇用に与える影響について注視していく必要があります。

第６期障がい福祉計画/第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）

成果目標	国	◆令和５年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることが基本とされています。 ◆就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。 ◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上とすることが基本とされています。 ◆就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することが基本とされています。 ◆就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上とすることが基本とされています。
	区	◆令和５年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。 ◆就労移行支援については、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.31倍にすることを目標とします。 ◆就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和5年度までに、一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.50倍、1.25倍にすることを目標とします。 ◆就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち70%が就労定着支援事業を利用することを目標とします。 ◆就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の75%とすることを目標とします。

目標値［各年度末時点］	令和元年度（実績）	令和2年度（見込）	→	令和5年度（見込）
就労移行支援事業等※による一般就労移行者数（Ⅰ）	41人	44人	目標値:1.31倍	54人
上記Ⅰのうち、就労移行支援事業による一般就労移行者数（Ⅱ）	35人	38人	目標値:1.31倍	46人
上記Ⅰのうち、就労継続支援A型による一般就労移行者数（Ⅲ）	2人	2人	目標値:1.50倍	3人
上記Ⅰのうち、就労継続支援B型による一般就労移行者数（Ⅳ）	4人	4人	目標値:1.25倍	5人
上記Ⅱ~Ⅳの就労定着支援事業利用率	32%	43%	目標値:70%	70%
就労定着率８割以上の就労定着支援事業所の割合	75%	0%	目標値:75%	75%

令和３年度～令和５年度の目標達成に向けた取組及び方策

○　区及び就労移行支援事業等※の事業所、就労定着支援事業所、じょぶ・あらかわ、ハローワークなど地域の就労関係機関が連携を強化し、就労を希望する障がい者の能力や障がい特性に応じたきめ細かな就労支援及び就労定着支援を更に進めることで、就労移行率や就労定着率の向上を図ります。

○　就労継続支援事業の利用者は比較的重度の障がい者が多く、自立支援協議会等のネットワークを活用して、就労移行へつなげる仕組みを検討します。

○　新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することも見据えつつ、オンラインの活用など新しい生活様式に対応した就労支援のあり方について、自立支援協議会等を活用して研究を進めます。

※「就労移行支援事業等」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型を行う事業（給付対象事業）を指します。じょぶ・あらかわ（区市町村障害者就労支援事業）、障害者支援施設、小規模作業所、法定外は含んでいません。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

第５期障がい福祉計画/第１期障がい児福祉計画（平成３０年度～令和２年度）		
成果目標	①	児童発達支援センターの整備
	国	令和２年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターの有する専門性を活かし、障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等を合わせて行うなど、荒川たんぽぽセンターを児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。
	②	保育所等訪問支援を利用できる体制の確保
	国	令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターでは、現在でも必要に応じて通所支援利用者が在園する保育園等への訪問等を行っており、児童発達支援センター化により、保育所等訪問支援を実施する検討を進めていきます。
	③	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを利用できる体制の確保
	国	令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することが基本とされています。
	区	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが区内に1事業所あるため、令和2年度末までに2事業所とすることを目標とします。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
	国	平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することが基本とされています。
	区	既存会議の活用も視野に入れ、関係機関の協議の場を設置していきます。
平成３０年度～令和 ２ 年度の取組状況		①区内の児童発達支援事業所が荒川たんぽぽセンターにおける療育の様子を見学できる機会を設け、支援内容等の共有化を図りました。 また、現在の荒川たんぽぽセンターを児童発達センター化する場合の施設的な課題等について把握・検討を行いました。 ②児童発達支援センター化には至っていませんが、荒川たんぽぽセンターでは通所支援利用者の在園保育園等に訪問するなど専門的な支援を行いました。 ③平成30年にゆうゆうらいふプラス荒川が開設され、区内で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援施設・放課後等デイサービスが2事業所になりました。 ④重症心身障がい児や医療的ケア児等を含む障がい児支援に関して、保健所、医療機関、障害児支援事業所、保育園、教育センター等の関係者が情報共有・連携を図る医療的ケア児等支援協議会を令和3年2月に設置しました。
平成３０年度～令和 ２ 年度の評価及び今後の方向性		①障がいのある子どもや発達に関して療育を必要とする子ども等に対して、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう、専門的な療育や訓練を提供できる環境整備を進める必要があります。そのために、児童発達支援センターが中心となって障害児支援事業所等が連携し、地域全体で支援の質の向上を図っていくことが必要です。 ②引き続き、荒川たんぽぽセンターによる保育園等への訪問を行い、子どもの集団活動への適応を支援するとともに、個々の発達の特性に配慮するなど、保護者及び保育園等職員と協力・連携して、子どもの発達促進を図ることが必要です。あわせて、民間事業所での実施など、更なる支援の充実が求められています。 ③目標は達成していますが、定員数が10名のため更なる充足が必要です。居宅訪問型児童発達支援を利用している重症心身障がい児等が個々の状態に応じて通所に移行できる体制の確保が求められています。 ④重症心身障がい児や医療的ケア児等については、身近な地域で必要な支援が受けられるように区内での対象人数やニーズを把握し、通所の場の確保について検討するなど、家庭環境や家族の意向を十分に踏まえた支援が求められています。

第６期障がい福祉計画/第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）		
成果目標	①	児童発達支援センターの設置
	国	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターにおいて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における支援拠点の一つとして位置づけ、重層的な支援が行えるように児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。
	②	保育所等訪問支援の充実
	国	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターを児童発達支援センター化することにより通所支援利用者を対象とした保育園等への訪問を本格実施する検討を進めていきます。あわせて、民間事業所による支援の開始についても働きかけを行っていきます。
	③	主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保
	国	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することが基本とされています。
	区	定員を充足するため、引き続き、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組むとともに、居宅訪問型児童発達支援事業所との連携や、障害児通所支援事業所連絡会等での情報交換により、サービスの質の向上を目指します。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置
	国	令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。
	区	医療的ケア児等支援協議会で地域課題の検討・共有を行い、関係機関等が連携を深めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。
令和３年度～ 令和５年度の 目標達成に向けた 取組及び方策		①荒川たんぽぽセンターにおいて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における支援拠点の一つとして位置づけ、事業所等と緊密に連携し、重層的な支援が行えるよう、引き続き荒川たんぽぽセンターを児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。 ②保育所等訪問支援において、子どもの障がいや特性に応じたオーダーメイドの専門的支援を、普段生活する集団場面で直接的・間接的に行うことで、保護者や保育園等職員の心配・不安の解消につなげていきます。 ③引き続き、主に重度心身障がい児を支援する通所事業所の確保に取り組むとともに、重症心身障がい児を対象とした居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所と連携し、適宜、通所移行者の受入れを行っていきます。 また、荒川区障害児通所支援事業所連絡会等で情報交換を進めて、サービスの質の向上に向けて取り組みます。 ④医療的ケア児等支援協議会を通じて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働し、通所の場の確保をはじめとする地域課題を検討・共有して連携を図っていきます。あわせて、心身の状況に応じた総合的な支援が行えるよう障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議を行っていきます。 また、医療的ケア児等に対して総合的な支援を行うため、関連分野での支援調整を行うコーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、継続的に支援できる体制を検討します。

（６）相談支援体制の充実・強化等〔新規〕

<table>
<tr><th colspan="3">第６期障がい福祉計画/第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果
目標</td><td>国</td><td>令和5年度末までに、市町村において、相談支援体制の充実･強化等に向けた取組の実施体制を確保することが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td>基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実･強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目指します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの
取組状況及び
今後の方向性</td><td>○　令和2年11月に開設した基幹相談支援センターは、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を配置し、区内の障害福祉サービス事業所等からの困難事例に係る対応窓口として事業所支援を行う役割も担っています。

○　相談支援を効果的に実施するため、事業所･雇用･教育･医療等の関連する分野の関係者で構成される自立支援協議会を開催し、障がい者が安心して地域生活を営めるよう地域課題を共有し、その解決に向け協議するとともに、地域における関係団体･機関の連携強化に努めています。

○　今後は、基幹相談支援センターを中核として、関係機関と円滑なネットワークを構築することが重要であり、基幹相談支援センターが障害福祉のコンシェルジュとしての役割を果たし、相談支援体制の強化を図っていきます。

○　障がい者の重度化･高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に相談支援体制を確保していくためには、それを担う人材を育成･確保することが必要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知･広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和３年度～
令和５年度の
目標達成に向けた
取組及び方策</td><td>○　基幹相談支援センターでは、障がい及び難病等に関する相談に対し、アウトリーチも含めた総合的な相談支援を行うとともに、家族全体の重層的課題を含んだ困難かつ複雑な内容の相談に対応しつつ、相談支援事業者等への助言･援助を行います。

○　また、障がい者を支援する関係機関と連携･協働し、地域課題の解決に向けた相談支援体制を構築するとともに、今後益々増えていく福祉ニーズに応えるため、相談支援事業所及び相談支援専門員等の会合やイベントの機会を捉え、基幹相談支援センターの周知や交流･情報交換を行います。

○　事業所等と実施している既存の事例検討会等の機会を活用し、区内の関係機関や事業所等が協力しながら、難病や高次脳機能障がい、強度行動障がい、依存症等にも適切に対応･支援できる人材を育成するため、地域全体で取り組む仕組みづくりを行います。</td></tr>
</table>

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〔新規〕

<table>
<tr><th colspan="3">第６期障がい福祉計画/第２期障がい児福祉計画（令和３年度～令和５年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果
目標</td><td>国</td><td>令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td>障害福祉サービス等に携わる区や事業所等の職員は、障害者総合支援法を念頭に、真に利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供と、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">これまでの
取組状況及び
今後の方向性</td><td>○　利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質を向上するため、平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。区内事業所は、区に障害福祉サービスの内容等を報告し、「障害福祉サービス等情報公表システム」で情報を公表して、活用を図っています。

○　区や事業所等の職員は、障害支援区分認定調査員研修・サービス別事業者説明会をはじめ東京都が実施する研修等に参加し、必要な知識を習得しています。引き続き、東京都が主催する研修等に積極的に参加し、最新の情報を入手するなど、自己研さんに努めます。

○　近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、サービスの請求内容も複雑化しています。区では、月々の請求審査時にエラー・警告等を点検する中で、必要に応じ、事業所への指導・助言等を行っています。今後は、事業者連絡会の場でも請求上の留意点等について伝達・共有し、サービスの質の向上につなげていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和３年度～
令和５年度の
目標達成に向けた
取組及び方策</td><td>○　障がいの多様化・障がい者を取り巻く環境の複雑化に対応し、真に利用者に必要とされる支援を提供できるよう、相談支援従事者研修など各種研修の受講により、一定の専門的知見を修得し、利用者の処遇検討やサービスの支給決定を行っていきます。

○　また、引き続き、国や東京都と連携し、職員が国家資格等取得に要した経費の一部を事業所に助成したり、雇用管理や労働環境の改善を進める事業所に加算を行うなど、事業所への支援を通じて側面的に障害福祉サービス等職員の処遇改善を行います。

○　障害福祉サービス等の給付費の請求審査において、エラー・警告の多い事項等、課題と考えられる点について、サービス別の事業者連絡会等の場で伝達・共有することにより、事業者の事務処理精度の向上・請求の適正化を図ります。

○　障害福祉サービス等事業者に対し、事業者連絡会等での定期的な情報提供や、緊急時における随時の情報展開等を行い、区としてサービスの質の向上を目指します。</td></tr>
</table>

第２節　活動指標（サービス見込量）

○　第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）では、次の3区分について障害福祉サービス及び事業の見込量を設定しました。第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）においても、3区分で障害福祉サービス及び事業の種類を整理し、見込量を設定します。

（1）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
（2）児童福祉法に基づく障害児支援
（3）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業･障害者総合支援事業

○　以下に、平成30年度～令和2年度で設定した障害福祉サービス及び事業の見込量に対する実績を示すとともに、その実績等を踏まえて令和3年度～令和5年度における障害福祉サービス及び事業の見込量を定めます。

（１）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

①　訪問系

❍ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

利用実績のある居宅介護･重度訪問介護･同行援護･行動援護の令和元年度の合計の値で比較すると、サービス量（利用時間）については実績値が見込値より15．1％少なく、利用者数については2．9％少なくなっています。重度障害者等包括支援については、サービスの対象者が限られており、実績及び見込みがなく、類似の移動支援や重度訪問介護での支給となっています。訪問系サービス全体の利用者数は微増傾向にあり、引き続きサービスの量と質の確保が重要です。

今後も、障がいの程度に応じて、必要な支援を必要なときに受けられるよう、情報提供や調整を行い、障がい者の日常生活を支えていきます。

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。ケースワークにより、個々の障がい者に必要な利用時間を算定し、見込量の確保を図ります。また、サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた支援等を行っていきます。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	サービス量（時間/月）	見込	16,498	16,881	17,246	16,647	17,635	18,740
		実績	14,836	14,332	※ 15,763	―		
	利用者数（人/月）	見込	467	478	488	470	474	479
		実績	461	464	※ 467	―		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

② 日中活動系

❍ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

自立訓練（機能訓練）については、対象者が限られることもあり、令和元年度においては利用実績がありませんでした。生活介護及び就労移行支援、就労継続支援（B型）については、サービス量・利用者数共に年々増加しています。就労移行支援の令和元年度における実績値は、見込値より3割増で上回っています。就労定着支援については、平成30年度から始まったサービスであったため、見込値の設定が難しく、結果として実績値が見込値より下回っていますが年々増加しています。他のサービスにおいては、概ね実績値が見込値を下回っています。引き続き、障がい者の日中活動を支える支援が重要となります。

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を設定します。ケースワークにより、障がい者一人一人の特性に合ったサービス利用を支援し、見込量の確保を図ります。

生活介護については、区内生活介護事業所の利用ニーズを満たすため、新たな事業所の開設や既設事業所の改修、利用時間の延長等を検討します。

また、就労移行支援事業等の事業所では、工賃向上のため、大量納品や新規の仕事の共同受注や、障害者優先調達推進法に基づく区からの受注拡大に取り組みます。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量（人日/月）	見込	5,744	5,798	5,854	5,681	5,806	5,933
		実績	5,255	5,550	※ 5,574	---		
	利用者数（人/月）	見込	276	279	281	289	296	302
		実績	271	280	※ 283	---		
自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日/月）	見込	61	61	61	15	15	15
		実績	15	0	※ 0	---		
	利用者数（人/月）	見込	4	4	4	1	1	1
		実績	1	0	※ 0	---		
自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日/月）	見込	399	429	461	431	493	565
		実績	447	327	※ 376	---		
	利用者数（人/月）	見込	26	28	30	28	32	36
		実績	27	21	※ 24	---		
就労移行支援	サービス量（人日/月）	見込	937	988	1,061	2,074	2,584	3,221
		実績	1,080	1,349	※ 1,664	---		
	利用者数（人/月）	見込	52	55	59	113	141	176
		実績	57	73	※ 91	---		
就労継続支援（A型）	サービス量（人日/月）	見込	937	989	1,044	775	796	818
		実績	726	721	※ 754	---		
	利用者数（人/月）	見込	48	51	54	39	40	41
		実績	36	37	※ 38	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	サービス量（人日/月）	見込	5,552	5,857	6,182	5,928	6,059	6,192
		実績	5,287	5,602	※ 5,801	---		
	利用者数（人/月）	見込	316	334	352	344	351	359
		実績	305	329	※ 336	---		
就労定着支援	利用者数（人/月）	見込	35	37	39	36	45	55
		実績	10	21	※ 31	---		
療養介護	利用者数（人/月）	見込	20	19	19	19	19	18
		実績	21	20	※ 20	---		
短期入所（福祉型）	サービス量（人日/月）	見込	1,091	1,151	1,215	771	837	850
		実績	726	715	※ 697	---		
	利用者数（人/月）	見込	76	80	85	66	67	68
		実績	62	66	※ 65	---		
短期入所（医療型）	サービス量（人日/月）	見込	29	36	43	33	41	46
		実績	31	31	※ 30	---		
	利用者数（人/月）	見込	4	5	6	7	8	9
		実績	7	5	※ 6	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

③ 居住支援・施設系

❍ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

区では、親なき後支援として、東京都の整備補助対象経費以外に、独自補助を行うなど、積極的にグループホームの誘致を行っており、平成30年度以降、区内に3箇所のグループホームが開設され、年々定員数を増やしています。その効果もあり、共同生活援助の利用者は、年々増加し、実績値が見込値を上回っています。

自立生活援助については、平成30年度から始まったサービスであったため、見込値の設定が難しく、結果として実績値が見込値を大幅に下回っています。施設入所支援については、微減傾向にあります。

引き続き、障がい者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう、グループホームの誘致を進めていく必要があります。

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や施設入所者及び長期入院している精神障がい者の地域生活への移行等を勘案し、見込量を設定します。

また、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて、各施設間の連携を強化するとともに、自立支援協議会の部会やワーキンググループ等を活用して運用状況の検証･検討を行います。引き続き、自立生活援助の制度周知を図るとともに、重度障がい者の受入れが可能なグループホームも含め設置を促進するなど、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	見込	40	50	65	9	10	11
		実績	6	7	※ 8	---		
共同生活援助	利用者数（人/月）	見込	168	174	180	206	219	233
		実績	176	182	※ 194	---		
施設入所支援	利用者数（人/月）	見込	132	131	130	121	120	119
		実績	124	123	※ 122	---		
地域生活支援拠点等（面的整備） ※各年度末時点	構成施設数（箇所）	見込	—	—	—	6	6	6
		実績	5	5	※ 6	---		
	機能充実に向けた検証･検討の実施回数(回)	見込	—	—	—	5	5	5
		実績	2	12	※ 5	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

④ 相談支援

❍ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

区内の指定特定相談支援事業所は、平成30年度以降、新たに2事業所開設され、全10事業所（荒川区障害者福祉課含む）となりました。計画相談支援については、実績値が見込値を下回っているものの、指定特定相談支援事業所による計画作成率は9割以上に向上し、利用者数も年々増加しています。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、区内に2箇所の指定一般相談支援事業所が開設されてから、地域定着支援を中心として利用者が増えています。

今後も対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現できるよう支援を進めていく必要があります。

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や、今後の障害福祉サービス利用者の見込み数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業所の新規開設、相談支援を担う人材の確保･育成、相談体制の強化等により、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	見込	261	284	309	296	310	326
		実績	246	268	※ 281	---		
地域移行支援	利用者数（人/月）	見込	3	4	5	3	3	3
		実績	2	3	※ 2	---		
地域定着支援	利用者数（人/月）	見込	17	20	23	27	30	33
		実績	16	18	※ 25	---		

※月平均、令和2年度の実績は見込値

（２）児童福祉法に基づく障害児支援

① 障害児通所支援

❍ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

平成30年度以降、児童発達支援では新たに4事業所が、放課後等デイサービスでは新たに5事業所が開設しました。うち3事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの両方を行っており、1事業所については重症心身障がい児を対象としています。事業所の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用実績も増加傾向にあります。

保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援については、令和元年3月の利用実績はありませんが、令和2年度10月現在において、保育所等訪問支援は3名、居宅訪問型児童発達支援は4名の支給決定を行っています。医療型児童発達支援の利用状況は、横ばいで推移しています。

区では、定期的に区内事業所との連絡会を開催し、情報共有の場の提供及び、区と事業所間の連携強化に努めています。

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や今後の障がい児数の見込み等を踏まえ、見込量を設定します。併せて、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、営利法人の参入により年々事業所数が増加していることから、サービスの質の向上を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量（人日/月）	見込	1,879	2,161	2,485	1,397	1,459	1,525
		実績	1,219	1,454	※ 1,337	---		
	利用者数（人/月）	見込	305	350	403	247	258	269
		実績	227	226	※ 236	---		
放課後等デイサービス	サービス量（人日/月）	見込	2,363	2,457	2,555	2,583	2,687	2,791
		実績	2,241	2,311	※ 2,479	---		
	利用者数（人/月）	見込	173	180	187	223	232	241
		実績	196	206	※ 214	---		
保育所等訪問支援	サービス量（人日/月）	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	1	0	※ 2	---		
	利用者数（人/月）	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	1	0	※ 2	---		
医療型児童発達支援	サービス量（人日/月）	見込	127	143	159	52	57	62
		実績	36	38	※ 52	---		
	利用者数（人/月）	見込	16	18	20	11	12	13
		実績	7	7	※ 11	---		
居宅訪問型児童発達支援	サービス量（人日/月）	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	※ 2	---		
	利用者数（人/月）	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	0	0	※ 2	---		

※各年度3月分、令和2年度の実績は見込値

② 障害児相談支援

❍ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

障害児相談支援事業所は区内に9事業所（荒川区障害者福祉課含む）あり、利用実績も増加傾向にあります。見込値より実績値が上回って推移しており、今後も引き続き、相談体制の強化に向けた取組が必要です。

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や、今後の障害児通所支援利用者の見込数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や、相談支援を担う人材の確保･育成により、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数（人/月）	見込	78	86	95	107	116	125
		実績	78	92	※ 99	―		

※月平均、令和2年度の実績は見込値

③ 障害児入所支援

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

区では、令和2年4月に子ども家庭総合センターを開設し、同年7月から児童相談所の業務を東京都から引き継ぎ、開始しました。それに伴い、区において障害児入所支援の利用申請が可能となりました。

これまでの利用実績や、今後の利用者見込数等を勘案して、令和5年度までの見込量を設定します。区には所管する障害児入所施設がないため、引き続き、東京都が所管する障害児入所施設を利用できることになっています。今後も東京都と連携して、見込量の確保を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児入所支援（福祉型）	利用者数（人/年）	見込	―	―	―	5	5	5
		実績	5	5	※ 5	―		
障害児入所支援（医療型）	利用者数（人/年）	見込	―	―	―	1	1	1
		実績	3	4	※ 1	―		

※令和2年度の実績は見込値

④ 医療的ケア児等支援

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

区では、医療的ケア児等が地域で必要な支援が受けられるように、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育園、教育センター等の関係者が情報共有及び連携を図る医療的ケア児等支援協議会を令和3年2月に設置しました。

令和5年度までに医療的ケア児等の人数や支援ニーズを把握するとともに、総合的な支援を行えるよう関連分野の支援調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを基幹相談支援センターに配置して包括的な支援の提供を図ります。

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター	配置人数（人/年）	見込	―	―	―	1	1	1
		実績	0	0	※ 0	―		

※各年度末時点、令和2年度の実績は見込値

（３）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業･障害者総合支援事業

① 地域生活支援事業

❍ 平成30年度～令和2年度の実績に対する評価と今後の方向性

相談支援においては、相談件数の実績値が見込値を下回っていますが、件数は年々増加傾向にあります。令和2年11月には基幹相談支援センターを開設し、相談支援事業所等に対する総合的･専門的な相談支援を開始しました。住宅入居等支援については、入居に要する保証人や緊急連絡体制の確保、家主や近隣の理解等が課題であり、課題整理･共有等を図るため、関係団体･機関で構成する協議の場の設置に向けた検討を行いました。

親なき後支援、コミュニケーション支援、手話講習会、移動支援においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和元年度の実績値は平成30年度に比べ減少しています。区では、移動支援の月間利用時間に制限を設けず支援の充実を図っていますが、特別支援学校や通所介護施設等への通学通所時間帯は支援の利用が重なり、ヘルパーの確保が難しい状況もあることから、引き続きサービス量の確保が必要です。

日常生活支援においては、日常生活用具給付の一部用具や訪問入浴サービス、自動車改造助成で実績値が見込値より上回っています。各サービス種目の実績値は概ね増加傾向にあり、今後も機器等の進化やケースワーク等により把握する利用者ニーズに合わせ、必要に応じたサービス種目や基準額について検討する必要があります。

地域活動支援センターにおいては、令和元年度の値で比較すると、荒川たんぽぽセンター在籍者数及びスクラムあらかわ利用者数の実績値が見込値を上回っています。

就業･就労支援においては、じょぶ･あらかわ新規登録者数の実績値が見込値を上回っており、増加傾向にあります。一方、新規就職者数及び就労継続者数の実績値は、平成30年度に比べ令和元年度は減少しています。

社会参加支援においては、実績値が見込値を下回っています。新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあり、令和元年度の実績値は平成30年度に比べ減少しています。

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

これまでの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた支援等を行い、見込量の確保を図ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、研修会・講習会、会議等については、新しい生活様式に対応してオンラインでの実施を検討し、見込量の確保を図ります。

住宅入居等支援については、新たに不動産・建築関係団体、居住支援団体、区の関係部署等の関係者で構成する「（仮称）荒川区居住支援協議会」を設置し、居住に関する情報共有・連携を図り、必要な支援策について検討を行います。

また、基本指針で新たに示された相談支援体制の充実・強化等に係る活動指標として、相談支援に基幹相談支援センターの取組を見込量として設定します。理解促進研修・啓発、発達障がい者（児）等支援、虐待防止対策支援、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に関する支援についても、令和3年度から新たに見込量を設定します。

理解促進研修・啓発				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援セミナー	開催回数（回/年）		見込	―	―	―	7	7	7
			実績	7	2	※ 7	---		
	延べ参加者数（人/年）		見込	―	―	―	200	200	200
			実績	179	122	※ 200	---		

相談支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援	実施箇所数（箇所）※各年度末時点		見込	4	4	5	5	5	5
			実績	4	4	5	---		
相談実績	相談件数（件/年）		見込	65,125	68,803	72,766	65,893	66,132	66,380
			実績	61,809	63,534	※ 65,148	---		
住宅入居等支援			見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
			実績	検討	検討	※ 検討	---		
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施		見込	検討	検討	設置	実施	実施	実施
			実績	検討	検討	11月開設	---		
	相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言件数（件/年）		見込	―	―	―	2,000	2,250	2,500
			実績	―	―	※ 500	---		
	相談支援事業者等の人材育成に係る支援件数（件/年）		見込	―	―	―	3	5	7
			実績	―	―	※ 1	---		
	関係相談機関等との連携強化の取組（回/年）		見込	―	―	―	30	40	50
			実績	―	―	※ 20	---		

親なき後支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援	区長申し立て件数（件/年）		見込	3	3	3	1	1	1
			実績	1	1	※ 1	---		
個人別ライフプラン	相談件数（件/年）		見込	308	339	373	110	121	133
			実績	210	96	※ 100	---		

※令和2年度の実績は見込値

コミュニケーション支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	見込		64	68	72	46	47	48
		実績		43	45	※ 45	---		
	派遣回数(回/年)	見込		832	884	936	738	805	824
		実績		802	699	※ 558	---		
要約筆記者派遣事業	派遣回数(回/年)	見込		272	289	306	130	137	144
		実績		163	130	※ 98	---		
対面音訳者派遣事業	登録者数(人) ※各年度末時点	見込		38	38	38	35	35	35
		実績		37	35	※ 35	---		
	派遣回数(回/年)	見込		122	122	122	72	72	72
		実績		67	63	※ 62	---		

手話講習会(手話奉仕員養成研修)				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初級・中級コース	受講修了者数 (人/年)	見込		82	90	98	79	80	81
		実績		84	64	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染拡大防止のため休止	---		
上級・通訳養成コース	修了者数(人/年)	見込		26	27	29	21	22	24
		実績		22	17	新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染拡大防止のため休止	---		
手話通訳者	新規登録者数 (人/年)	見込		3	3	4	1	1	2
		実績		1	0	※ 1	---		

日常生活支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	見込	19	24	30	11	11	10
			実績	12	13	※ 13	---		
	自立生活支援用具	給付件数(件/年)	見込	26	28	29	26	25	24
			実績	27	30	※ 30	---		
	在宅療育等支援用具	給付件数(件/年)	見込	22	23	25	24	25	26
			実績	27	26	※ 27	---		
	情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	見込	45	51	57	88	93	98
			実績	89	101	※ 99	---		
	排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	見込	3,039	3,184	3,336	3,243	3,336	3,432
			実績	2,941	3,013	※ 3,243	---		
	居宅生活動作補助用具	給付件数(件/年)	見込	8	13	22	2	3	4
			実績	1	1	※ 2	---		
訪問入浴サービス		登録者数(人) ※各年度末時点	見込	12	13	13	16	16	16
			実績	13	15	※ 15	---		
住宅設備改善給付		給付件数(件/年)	見込	5	5	5	5	5	5
			実績	2	3	※ 4	---		
自動車運転免許取得助成		助成者数(人/年)	見込	2	2	2	1	1	1
			実績	0	1	※ 2	---		
自動車改造助成		助成者数(人/年)	見込	1	1	1	3	4	5
			実績	1	5	※ 3	---		
日中一時支援		実利用者数(人/年)	見込	71	71	72	69	71	72
			実績	73	62	※ 67	---		
福祉タクシー券		交付件数(件/年)	見込	—	—	—	2,831	2,863	2,895
			実績	2,819	2,769	※ 2,800	---		
リフト付き自動車利用助成		実利用者数(人/年)	見込	—	—	—	29	33	38
			実績	19	22	※ 25	---		
自動車燃料費助成		助成者数(人/年)	見込	—	—	—	273	274	275
			実績	254	268	※ 272	---		

※令和2年度の実績は見込値

移動支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援 ※各年度末時点	利用時間（時間/月）	見込		9,029	9,371	9,726	8,367	8,381	8,395
		実績		8,325	7,634	※ 8,353	---		
	利用者数（人/月）	見込		388	402	417	380	380	380
		実績		388	330	※ 380	---		

就業・就労支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者就労支援ｾﾝﾀｰ「じょぶ・あらかわ」	登録者数（人） ※各年度末時点	見込		499	510	522	619	662	709
		実績		518	570	※ 580	---		
	新規就職者数（人/年）	見込		35	36	39	51	54	58
		実績		51	35	※ 48	---		
	就労継続者数（人/年）	見込		270	275	280	247	249	250
		実績		249	226	※ 246	---		

地域活動支援センター				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心身障害者福祉ｾﾝﾀｰ「荒川たんぽぽｾﾝﾀｰ」 ※各年度末時点	機能訓練登録者数（人）	見込		23	23	24	24	24	24
		実績		27	23	※ 24	---		
	グループワーク登録者数（人）	見込		5	6	6	6	6	6
		実績		5	5	※ 3	---		
	生活訓練登録者数（人）	見込		16	17	17	14	15	15
		実績		13	13	※ 8	---		
	在籍者数（人）	見込		26	26	27	35	36	37
		実績		38	35	※ 30	---		
地域活動支援ｾﾝﾀｰ「支援センターアゼリア」	平均来館者数（人/日）	見込		26	26	27	23	23	23
		実績		23	23	※ 24	---		
地域生活支援施設「スクラムあらかわ」	利用者数（人/年）	見込		76	82	88	122	134	146
		実績		68	98	※ 110	---		

社会参加支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者福祉会館「アクロスあらかわ」	延べ利用者数（人/年）	見込		64,922	65,571	66,227	21,705	37,766	65,000
		実績		63,955	62,138	※ 12,474	---		
心身障がい者青年教室「さくら教室」	延べ受講者数（人/年）	見込		—	—	—	825	1,272	1,272
		実績		1,193	1,272	※ 640	---		

発達障がい者（児）等支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング	開催回数（回/年）	見込		—	—	—	7	7	7
		実績		7	7	※ 7	---		
	実参加者数（人/年）	見込		—	—	—	5	5	5
		実績		4	5	※ 5	---		
ピアサポート活動の推進		見込		—	—	—	検討	検討	検討
		実績		未実施	未実施	※ 未実施	---		

虐待防止対策支援				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待通報	受理件数（件/年）	見込		—	—	—	6	5	4
		実績		4	10	※ 7	---		

※令和2年度の実績は見込値

精神障がいにも対応した地域包括ｹｱｼｽﾃﾑの構築に関する支援			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者における自立生活援助	利用者数（人/月）※各年度3月分	見込	―	―	―	7	8	8
		実績	5	5	※ 6	---		
精神障がい者における共同生活援助	利用者数（人/月）※各年度3月分	見込	―	―	―	44	45	46
		実績	42	42	※ 43	---		
精神障がい者における地域移行支援	利用者数（人/月）※月平均	見込	―	―	―	3	3	3
		実績	2	3	※ 2	---		
精神障がい者における地域定着支援	利用者数（人/月）※月平均	見込	―	―	―	21	23	25
		実績	11	13	※ 20	---		
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数（回/年）	見込	―	―	―	16	16	16
		実績	―	2	※ 7	---		
	実参加者数（人/年）	見込	―	―	―	65	65	65
		実績	―	21	※ 55	---		
	目標設定・評価の実施回数（回/年）	見込	―	―	―	1	1	1
		実績	―	0	※ 1	---		

※令和2年度の実績は見込値

② 障害者総合支援事業

❍ 令和3年度～令和5年度における実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、区や事業所等がより一層、利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。

障害者総合支援法等の理解を深めるための区職員の研修受講や、請求過誤をなくすための請求審査結果の活用・分析及び情報共有、事業者に気づきを促しサービスの向上を図るための実地指導などの取組について、本計画から新たに見込量を設定します。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る研修への区職員の実参加者数（人/年）	見込	30	35	40
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析・活用を事業所や関係自治体等と共有する回数（回/年）	見込	2	3	4
障害児通所支援事業者等に対する実地指導の実施件数（件/年）	見込	15	20	23
実地指導等の実施結果を関係自治体と共有する回数（回/年）	見込	2	2	2

※各年度末時点

第３節　計画の推進に向けて

○　地域では、町会に代表される地域関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉関係の事業所など、様々な方々が活動されています。
本計画を推進していくために、こうした地域の方々の活動を支援し、それぞれが役割を分担しながら連携・協力し合い、地域全体で支え合う体制を構築していきます。

○　本計画を着実に推進するため、進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。
そのため、区は、障がい者団体の代表、民生委員・児童委員、福祉関係の事業所、地域福祉の推進を図る社会福祉協議会など、地域で活動されている方々で構成される自立支援協議会の場を活用して緊密に連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行う機会を設け、就労の促進やサービスの質の向上など、本計画の着実な推進を図ります。

○　また、障がい者施策は、保健、福祉を始め、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。本計画に定める目標の達成を目指し、区の各関係部署と連携を図って、計画的な事業の実施に取り組んでいきます。

○　さらに、多くの障がい者施策は、障害者総合支援法等を始め、国や東京都の制度を活用して実施しています。区は、国や東京都と連携し、障がい者施策の充実を図るとともに、制度全般の基本的な枠組みの改善や広域的あるいは専門性の高い事業の一層の拡充について、国や東京都に対して必要な働きかけを行っていきます。